

2022年（令和4年）10月21日

社会福祉法人三篠会 御中

社会福祉法人三篠会 重症児・者福祉医療施設原 第三者委員会

委員長 車元 晋

（中根・車元法律事務所 弁護士）

委員 安部 倫久

（広島人権擁護センターほっと事務局長）

委員 金子 麻由美

（広島市知的障害者相談員、社会福祉士、介護福祉士）

再発防止策の提言（骨子）

1 はじめに

先に実施された広島県等の調査でも認定されたように、重心原において、虐待行為（性的虐待、身体的虐待、心理的虐待）その他の不適切な行為があったと言わざるを得ない。医療的ケアの必要な、重い障がいのある人々を支えるべき重心原において、利用者の権利擁護が図られていなかった事実を法人は重く受け止め、速やかな改善を図る必要がある。

また、当委員会の調査の中で、新たに、いわゆる身体拘束（例：ベッド柵の設置、居室の施錠、ミトンの装着等）を行う場合に備えるべき要件を満たしておらず、確認時点で身体的虐待と評価せざるを得ない事例があった。また、身体拘束の手続や記録等の点で、不適切・不十分な点が見られた（当委員会からの指摘も踏まえ、法人において行政に報告の上、改善に向け取組中である）。

利用者である重症心身障害児・者やその家族の人々にとって、重症心身障害児・者施設（重心施設）は生活の場、命を繋ぐ場であり、人生を守るための大切な場所である。このことを職員の側から見ると、重い責任を負っているともいえるし、利用者の人生を守るための大切な場所の運営を担うという意味で、非常に意義のある仕事をしているといえる。

また、重心施設は、福祉施設としての性質と病院としての性質を併せ持つことが施設の特徴といえる。そのため、現場において、権利擁護・自己実現の視点と、医療安全・本人保護の視点とが時に対立することもあるが、各々の職種や立場にかかわらず、重心施設の意義を職員が共有した上で、協働していくことが望まれる。

2 虐待等の問題への対応体制の整備（内部統制の整備）

(1) 上司への相談や部門間の連携ができる体制の整備

職員が、虐待が疑われる端緒を逃さず、適切な対応をするには、ためらわずに周囲の職員や上司に相談することが極めて重要である。

また、多職種が利用者のケアに関与している重心原において、各部門の主任やリーダーが、現場の職員の声を吸い上げた上で、他部門の主任等との間で、多職種連携に向けた協議を行い、それを現場の職員にフィードバックすることが必要不可欠である。

(2) 虐待通報受付及び対応体制の整備

広島県の虐待認定後、重心原で新たに作成・改訂された虐待防止対応規程やマニュアルに基づく通報対応体制を維持し、定期的な振り返りを実施して、窓口や通報対応体制が形骸化することのないよう取り組んでいくべきである。

(3) ヒヤリハット・事故情報の報告、共有

いわゆる「ヒヤリハット」や事故が発生した場合、その後の事故発生防止についての対処方法の検討のため、職員への情報提供を十分に行い、情報共有を行った上、再発防止に十分取り組む必要がある。

(4) 虐待や不適切なケアに該当するか否かの考え方の周知

既に作成されている業務マニュアルの職員への周知、研修の実施などを通じて、法人が、職員に対して、虐待や不適切なケアに該当するか否かにつき、一定の基準や視点を示すことが望ましい。

(5) 研修について

職員向け研修の内容について、単なる虐待防止法の説明に止まらず、重心原のマニュアル（虐待防止、身体拘束適正化等）に対応した形での具体的な取組の説明を盛り込むべきである。また、重心施設の存在意義、障害特性の理解、利用者・家族の想いや接遇に関する研修も実施すべきである。

3 身体拘束の適正化に向けて

(1) マニュアルと実際の対応との齟齬の解消

やむを得ず利用者に対し、いわゆる身体拘束（例：ベッド柵の設置、居室の施錠、ミトンの装着等）を行う場合について、マニュアルに不備や現実にそぐわない部分があれば、早期にマニュアルを改訂するべきである。

(2) 決定権限者と判断内容の明確化

身体拘束に関する意思決定プロセスや責任の所在を明確にすべきである。また、意思決定の権限を有する者がいつどのような判断を行ったかを明確化するべきである。

(3) 身体拘束についての記録化の必要性

現在法人で取り組んでいるように、身体拘束について、個別支援計画に記載するとともに、その方法と身体拘束を行った時間について必要な範囲で記録化すべきである。

(4) 身体拘束適正化についての職員への周知

職員に対し、身体拘束は対象者の人格や権利を強く制限するものであること、医療安全・本人保護の面からの必要性を考慮しつつも身体拘束を最小限にする方向での継続的検討が必要なこと、実施時の身体拘束の要件検討や手続の意義を、改めて周知すべきである。

(5) 身体拘束の適正さの再確認

対象法人において、身体拘束全般の適正さを改めて確認し、問題があれば直ちに是正すべきである。

(6) 身体拘束の解消・緩和に向けた試み

身体拘束をより適正化すべく、重心原内の身体拘束適正化検討委員会と現場（病棟）のそれぞれにおいて、身体拘束の解消・緩和に向けた試みをすべきである。

(7) 虐待防止委員会との連携

対応に困難が伴う場合には、重心原内の虐待防止委員会の議題とするなどして、同委員会と連携し対応すべきである。

4 職員の職場環境の改善

(1) 組織体制の整備・職種間の連携

2(1)で述べたような、上司への相談や部門間の連携ができる体制を整備する必要がある。

(2) 休退職者が生じていることの原因探求

虐待認定の前後を問わず、重心原の職員の休職、退職者が続出している点について、原因を探求し、歯止めとなる対策を検討することが望ましい。

(3) 職員の声を施設運営の改善に生かすこと

重心原内部の体制として、現場の職員からの業務改善の提案を受け、検討し、実践する場が必要であると考えらる。

(4) 人手不足、業務内容の改善

看護部門を中心に人手不足が生じ、他の職種の業務遂行にもしわ寄せが生じている。また、雑務に追われ本来業務ができないとの職員からの声もある。利用者への適切なケア、職場環境の維持改善のため、人手不足の解消及び業務内容の改善は、喫緊の課題である。

(5) 法人の理念や行動指針の周知

法人が、法人の理念をより一層わかりやすくし、職員の行動指針と併せて利用者及び家族に対して周知することにより、「職員は利用者のために行動する」という基本的な姿勢を改めて共有する必要がある。そのことが、職員間の協力を促すことの一助になるのではないかと考える。

5 外部とのコミュニケーションの充実

(1) 家族との関係

家族とのコミュニケーションを増やし、重心原の運営の場面においても、日々のケアの場面においても、より積極的に利用者本人・家族の思いや希望を取り入れていくべきである。例えば、家族との意見交換の場の設置、定期的にアンケートや意見を求め、家族の声を施設運営に反映するような仕組みづくりを検討することが望ましい。

(2) 外部専門職の意見を聞く場の設置

虐待認定後の業務改善のための取組として、重心原の虐待防止委員会に外部委員2名を選任しているが、引き続き、定期的に外部委員からの意見を聞き、業務改善に取り組むべきである。

(3) 法人が運営する他の重心施設との連携

法人は、合計で4つの重心施設を運営している。法人内の他の重心施設（特に広島県にある重心鈴が峰）との連携や意見交換の場を持つことが望ましい。

6 今後の改善に向けた取組について

虐待認定後に法人が監督官庁（広島県）に提出した改善状況報告書に掲げられている事項を実施し、虐待の再発防止に向けた取組を継続すべきである。

改善の取組状況について、適切な時期に広島県に報告をし、不明な点があれば相談をし、指導を受けながら取組を進めるべきである。

改善に向けた取組状況は、随時、利用者家族等に報告すべきである（利用者本人に対しても可能な限り伝えるよう努めるべきである）。職員に対しても同様に説明すべきである。

7 補足事項

本提言の内容は、本書に先立ち、法人を介して重心原の利用者家族等・職員にも、書面で配布し報告した。

以上